

大船渡市告示第30号

森林經營管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、經營管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により告示する。

なお、定めた經營管理権集積計画については、次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月23日

大船渡市長 淳 上 清

1 經営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

2 縦覧場所

大船渡市農林水産部農林課

3 権利の設定

本告示により、大船渡市に經營管理権が、森林所有者に經營管理受益権がそれぞれ設定される。